別表1 環境関係学会の役員選挙制度の概要 2023.10.01

列表 1 環現関係 学会名		関係学会の仅具選挙制度の概要 環境アセスメント学会 (任意団体)		環境法政策学会(任意団体)		環境経済・政策学会(任意団体)		環境科学会(公益社団法人)		2023.10.01 環境情報科学センター (一般社団法人)	
FAT		冷児/にヘクノドナ 五 (IT思凶件)		宋·况広以来于云 (IT思凶冲)		水元红川 以水丁五(江思闰平)		水光打了五(A皿1上四瓜八)		※元 in +は付ナビノノー (
		学会規約、環境アセスメント学会役員選挙に関する規定(理事会議決、		学会規約、理事候補者および監事候補者の		ALA A DIMER A COLD A VIII I SEL - CECI		X		TEICH TO L. C.	
関係規定	規程:	総会承認)		(電磁的選挙方法の細則案(2022.	b.18 施行))	学会会則第7条、役員の選出に関する細則		学会定款、細則、理事・監事候補者選出規程		環境情報センター定款、理事会内規、	
役員区分	項目	内容	備考	内容	備考	内容	備考	内容	備考	内容	備考
								2年		2年	
	/ < HD	2年 (補欠又は補充により選任された役員等の任期は、それぞれ前任者の		2年(補欠の場合、前任者の残任期間とす				選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに		選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社	:
	任期	残任期間)		る。)		2年		関する定時社員総会の終結の時まで。ただし補欠により選		員総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の任期は、前	ī
								任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時まで。		任者の任期の満了する時まで。	
				理事長(会長)の任期は1期2年とし、再任		会長の任期は1期2年とし、再任を認める。ただし、連続					+
	再任:	再任を妨げない		を妨げない。		としての任期は4年まで、役員任期は通算して8年まで。		会長:再任を認める。		理事長:再任を認める。	
	選挙:	候補者:	(役員選挙規定 7条)	候補者:		候補者:		候補者:		候補者:	
	~_ ;	1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者	(5000273552735)	理事		理事		理事会の決議によって、理事の中から選定		理事会の決議によって、理事の中から選定	
			参考:								
		2.エム号 ロットボナーの日本を得っせ難! には来り!マワは山と来	第15回理事会 会長選挙候							(尼世老は事数日相安)	1
会長		2 正会員5 名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者	補者に関する要領 (2003)							(候補者は事務局提案)	
(理事			(※2)								
長)		投票:	(役員選挙規定 8条)	投票:		投票:		投票:		投票:	
		①候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面を、投票用紙ととも		理事会において互選		① 四本 4 4 4 5 5		① 明本 13 4 4 1		① 理事 4440 更	
		に選挙資格者に送付		理事会においく <u>年</u> 選		①理事が投票		①理事が投票		①理事が投票	
		②期間の末日までに選挙管委員会に到達した投票用紙による投票を有効				②最高得点者が当選、得票同数の場合は、選挙管理委員					
		投票とする				会の抽選によって決定					
						A P JAKET OF S CONTACT					
		③選挙管理委員会により開票、選挙結果は理事会に報告				③選挙管理委員会により開票					
		(通信投票の候補者が2名を下回るときは、有効投票の過半数を得なけれ	(40.日常光祖立 0名)	1							
		ばならない)	(役員選挙規定 8条)								
	会長選挙の方法	通信投票、(緊急やむをえない場合は、総会における選挙)	(役員選挙規定 6条)	理事による投票	理事会で投票	理事による投票	理事会で投票	理事会において投票		理事会において投票	
	五页总子57万万		(XXX7/112 0X)	2716 ODA	建	TTP COUNTY	ユテム くひか	Z-JACOV CDA		Z-ALOV CLA	
						(総会の承認については規定なし)					
副会長		2名、会長が指名		理事の中から、会長が指名		理事の中から、会長が指名		理事会の決議によって、理事の中から選定		副会長はおいていない	
	人数:	25名以内(会長、副会長を含む)		35名以内(会長を含む)	(学会規約 9条)	35名以内(会長を含む)		15名以上20名以内(1名会長、3名副会長を含む)		10名以上20名以内(1名理事長を含む)	
	任期:	2年		2年		2年		2年		2年	
										・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総	
										会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の任期は、前任者	
						再任を認めるが、連続しての任期は6年まで				の任期の満了する時まで。 ・再任は妨げないが、原則として連続での再任は3期まで。ただし、理事	±
	再任:	再任を妨げない。		再任を妨げない		(連続3期役員を経験した者は、次の1期役員選挙の被選挙		再任を認める		・ 再任は切りないが、原則として連続での再任は3期まで。ただし、理事 及び監事が理事長若しくは常務理事に選任された場合は、理事若しくは	囚扣
						権が停止される。)				常務理事としての再任に限り、選任時から原則として3期を超えない範	
										囲で再任を認める。	
										・なお、理事及び監事は、70 才前後を目安として退任するものとする。	
											+
				候補者:				候補者: 正会員、賛助会員。(※参照)	理事・監事候補者選出		
	選挙:	候補者: 正会員 全員(立候補不要)	(役員選挙規定 10条)	A,B の候補者を理事会が総会に付議	(選出規定 第1)	候補者: A.正会員 全員(立候補不要)		A.正会員 3 名以上による推薦を受けた正会員、または理	規程	候補者: 正会員	
				A SOUTH A COLUMN TO THE STATE OF THE STATE O				事会により推薦を受けた正会員	750 1		
				A.・3名の正会員(本人を除く)により				┃ A. 候補者について正会員により投票、上位10名を理事候			
		A. 会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事		推薦を受けた正会員および 理事会が推薦		A. 23名: 正会員のうちから選挙により選出する	(細則第3条)	補者として選出		A. 正会員から総会の決議により(候補者から)選任	
		正会員のうちから第3条の選挙資格者による通信投票によって行う		した正会員の中から投票により20名を選		THE	(1447/13/13/03/17)	総会において選任(※参照)		THE EXPLOSION AND THE PROPERTY OF THE PROPERTY	
				出							
		B. その他の理事 理事会が通信投票の結果選出される理事(A.参照)の	/A = +**** - 1 \	B.理事会が推薦する10名程度の理事候補者		B. その他の理事(12名以内): A で当選した理事が、所		B.投票により選出された理事候補者の専門領域、所属機関		・理事の選出は、正会員約100名あたり1名程度(10名以上20名以内)	'
		専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補について、 総会に	(会長・事務局から候補者 を提案)	は、選挙の結果をみて、所属機関、地域及	(選出規程 第3)	属機関及び地域が偏しない様に、正会員内から12名以内	(細則第3条)	の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選定。 総会		とする。	
理事		おいて選挙を行う。	を提条)	び研究分野の均衡等、多様性を考慮して、 理事会で選出する。		を選出する。		で選出。		・候補者については、理事会が候補者を正会員の中から推薦、(理事会 では、事務局提案により候補者を決定)。	
				エ デエ (四川 7 り o							
				1				・理事のうち、総務担当理事及び財務担当理事をもって、		・理事のうち、2名以上5名以内。常務理事をもって、一般法人法に規定	
	常務理事	理事会において互選、12名以内	(規約 17条)	理事の中から、会長が指名		理事の中から、会長が指名		一般法人法に規定する「業務執行理事」とする		する「業務執行理事」とする	1
				1				・理事会の決議によって、理事の中から選定		・理事会の決議によって、理事の中から選定	1
	-		(外月29米41中 11年							候補者は事務局提案	(囲本紀せた
	選挙の手段	A.の理事の選挙: 通信投票	(役員選挙規定 11条、 会長に関する選挙条項を進	A.の理事の選挙:電子投票	規程 第2	Web選挙投票 (会員ID、パスワードによりログイン)		電子投票(または郵送による投票) (※参照) 学会連絡先としてメールアドレスの登録者については、		総会において投票(1名ずつ採決、選出)	(理事候補各 人について採
	必手が士权	ハツ性芽ツ茂子・ 四日以示	ム以に因りる選手栄収を牛 田)	ハ・ソ性 中ツ	かび生 名 C	vvcu过于IX示 (云貝ID、ハヘソートによりログイン)		学会連絡先としてメールアトレスの登録者については、 Web投票、ない場合は、投票用紙による投票		IPDAに936、CIX赤(Lロップ休仄、選出)	入について採 決、選出)
			/u/	1				Web投票、ない場合は、投票用紙による投票 ①A. 理事会は推薦があった候補者の専門領域、所属機関			人、 、
				1				の地域等を勘案し、必要と認められれば、理事会推薦の理			1
		①正会員の氏名、所属を記した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に		1				事候補者を選定(追加)し、正会員に送付してWebあるい			1
		送付		①投票は5名連記、		①投票は5名連記、		は投票用紙の郵送による投票(この際、推薦母体は表示し	候補者の選定方法		1
1		<u> 2317</u>						ない)			
				1				投票は5名連記			
				1				②A. 投票結果に基づき上位の得票を得た者から順次10名			_
		②期間の末日までに選挙管委員会に到達した投票用紙による投票を有効	・5名連記可能とする(第8	②但亜同粉の根本1+ 郊安笠田チョム・4+		②是支担占老から順次22々た业際老レナス 但面回戦へ		の理事候補者を選出。			
		投票とする (5夕まで連記可能)	回理事会(2003年12月4	②得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽 選によって決定		②最高得点者から順次23名を当選者とする。得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽選によって決定		B.別に、投票により選出された理事候補者の専門領域、所			1
		<u> </u>	日)での決定。(※1))	ALCO JUNA		※1日は、応ナ日生女貝五ツ加选によりし次化		属機関の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選			1
								定。			1
											-

		③選挙管理委員会により開票、選挙結果は理事会に報告	B.に示す理事候補の選出方 法 (第8回理事会 (2003年 12月4日) での決定。 (※ 1))	③選挙管理委員会により電子投票		③選挙管理委員会により開票	③これらの理事候補者を総会に提案、選任		
	人数:	2名		若干名	2名(2023年6月24日 現在)	2名 選挙は立候補によらない(正会員 全員 候補)	2名	2名以上3名以内	
	任期:	2年		3年		2年	2年	2年	
	再任:	再任を妨げない。		再任を妨げない。		再任を認めるが、連続しての任期は6年まで	再任を認める	・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで。ただし補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時まで。 ・再任は妨げないが、原則として連続での再任は3期まで。 ・なお、理事及び監事は、70才前後を目安として退任するものとする。	
監事	選挙		(役員選挙規定 12条)	理事会の選出により総会に付議	(選出規程 第4)	正会員のうちから正会員による選挙で選出。 ①投票は2名連記	A. 正会員及び賛助会員から総会において(候補者から) 選任	A. 正会員から総会において(候補者から)選任	
		理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の通信投票 により選出				②理事に選出されたものを除く最高得点者から順次2名を 当選者とする。得票同数の場合は、選挙管理委員会の抽 選によって決定	①理事会候補者選挙に合わせて、2名の監事候補者について正会員による信任投票を実施	候補者については、理事会が候補者を正会員の中から推薦(理事会では、事務局提案により推薦者を決定。)。	
		やむを得ない場合は、総会で選挙を行うことができる。		総会において選出		③選挙管理委員会により開票	②信任を受けた監事候補者について総会に提案、選出		
	選挙の方法	通信投票	(役員選挙規定 12条)	(電磁的投票による選挙Web)		Web選挙投票 (会員ID、パスワードによりログイン) 理事選挙と同時に実施	電子投票(または郵送による投票)(※参照) 学会連絡先としてメールアドレスの登録者については、 Web投票、ない場合は、投票用紙による投票	総会において投票(1名ずつ採決、選出)	(監事候補各 人について採 決、選出)
	参考、注	※1第8回理事会議事録より 審議事項 1.選挙管理委員会の設置及び選挙の日程 ・投票は会長候補1名を、理事候補については5名以内の投票を有効 とする。 ・理事については投票により定員の半数以上(12名)を選び、残り は理事会推薦で決める。 ※2 第15回理事会議事録より 審議事項 欠期役員選挙の件 (2)会長選挙候補者に関する要領 ・会員5名以上が、本人の同意を得て、候補者を推薦できる場合の手続 きは次のとおりとすることが審議され、承認された。 ①候補者を推薦しようとする会員は、書面(署名・捺印)をもって選挙管理 委員会(以下「委員会」という)が定めた期日までに、委員会の定めた場所 に推薦書を提出しなければならない。この場合到達をもって、提出した ものとする。 ②委員会は、前項の推薦の書面を受理したときは、速やかに被推薦者た る会員に候補者となる意思があることを書面によって確認し、また、経 歴・所信表明その他会員の投票に際する判断に資するため必要とする事 項の提出を求めなければならない。 ③前項による意思の確認が、委員会の定めた期日までに得られなかった ときは、①項による推薦の効力はなかったものとみなす。		電磁的選挙方法の細則察 ア、電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるか だうかを選挙管理委員会が確認するために 投票の一盟の流れの中で投票者を確認する 措置をとるが、投票の秘密は厳守する。			※ 理事選出のプロセスの詳細(理事推薦募集の公告 (2022)) 1) 理事候補者の推薦受け付けについての公告 2) 正会員による理事候補者の推薦 (7月11日締切) 3) 推薦のあった理事候補者の名簿を、理事候補者推薦管理委員会から理事会へ送付。理事会は推薦があった候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案し、必要と認められれば、理事会推薦の理事候補者を選定(追加)し、その名簿を理事候補者推薦管理委員会に送付。 4) 正会員による推薦及び理事会による推薦による候補者の名簿(推薦母体は伏す)を理事候補者推薦管理委員会が作成し、正会員に送付してWebあるいは投票用紙の郵送による投票を求める(10月初旬頃に投票用紙を送付予定)。 5) 正会員のWebあるいは投票用紙を送付予定)。 5) 正会員のWebあるいは投票用紙の郵送による投票(11月下旬頃に締め切りの予定)。 6) 投票結果を理事候補者推薦管理委員会が集計し、理事会に報告。 7) 理事会は、A投票結果に基づき上位の得票を得た者から順次10名の理事候補者を選出。B別に、投票により選出された理事候補者の専門領域、所属機関の地域等を勘案して、10名程度の理事候補者を選定。これらの理事候補者の名簿を作成して総会(2023年3月予定)に提案		